

1. 基本情報

- (1) 国名：キューバ共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：全国各地の第二次及び第三次医療施設
- (3) 案件名：全国主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画
(Proyecto de Adquisición de Equipos Médicos para el Mejoramiento de Servicios de Atención a la Salud en los Hospitales Principales del País)
- (4) 事業の要約：本事業は、医用画像診断システムのデジタル化に必要な機材、病理検査用機材及び低侵襲手術に必要な機材の供与を行うことにより、対象医療施設における癌の診断機能及び低侵襲治療の強化を通じた保健医療サービスの質の向上を図り、もって持続可能な社会・経済開発に寄与するもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における保健セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

キューバは全国各地において452の第一次医療施設（市町村診療所）、152の第二次医療施設、15の第三次医療施設を構え、全国民に対して無償で保健・医療サービスを提供している。しかし、外貨不足による財政難から、全国的に医療機材の不足及び老朽化が顕著となっており、医療サービスの提供に支障を来している。

当該国における死亡原因の一位は癌である。癌の発見の遅れは、死亡率の増加を引き起こすだけでなく、治療による患者への身体的・精神的負担の増幅や、入院・治療に伴う医療費の増加にも影響するため、早期の診断・治療は喫緊の課題となっている。

上記課題を踏まえ、同国政府の保健セクター計画「国民の健康状態と医療サービスの向上」の中では、「癌診療における放射線画像診断と病理検査に係る全国統一システムの確立・拡充」や「全県における低侵襲外科手術の拡充」が目標として挙げられている。本事業は、医用画像診断システムのデジタル化に必要な機材、病理検査用機材、低侵襲手術に必要な機材の整備によって、主要な医療施設において癌の診断機能と低侵襲治療の強化を図るものであり、同計画の目標に合致している。

- (2) 保健セクター地域に対する我が国の協力方針等と本事業の位置付け

本事業は、対キューバ共和国国別援助方針における重点分野「持続可能な社会・経済開発」に位置付けられる。医療機材については、既に日系企業が同分野でキューバに進出しており、「持続可能な社会・経済開発」課題への対応方針として掲げられている官民連携型協力の推進に寄与するものである。

- (3) 他の援助機関の対応

世界保健機関（WHO）は、保健医療システムの強化や非感染性疾患対策等において技術協力を実施しており、また、カナダがサンチアゴ・デ・クーバ県立病院に対して母子栄養改善の医療機材を供与している。詳細については協力準備調査にて確認する。

- (4) 本事業を実施する意義

本事業は、上記（1）及び（2）のとおり、当該国のセクター計画の実現に寄与するとともに、我が国の援助方針に合致する。加えて、日本政府の優先政策である医療

技術の海外展開に資する案件であることから、無償資金協力として本事業の実施を支援する妥当性は高い。また、当該国における死亡原因の一位である癌の早期診断及び患者の負担が少ない低侵襲性治療の強化を図ることから必要性も高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

当該国の主要な第二次及び第三次医療施設において、医用画像診断システムのデジタル化に必要な機材、病理検査用機材及び低侵襲手術に必要な機材の供与を行うことにより、対象医療施設における癌の診断機能及び低侵襲治療の強化を通じた保健医療サービスの質の向上を図り、もって持続可能な社会・経済開発に寄与する。

② 事業内容

i. 調達機材の内容

- ・既存のX線撮影装置で撮影した画像のデジタル化のためのデジタルラジオグラフィ及びコンピューターラジオグラフィシステム一式（全国24病院を対象）
- ・病理検査関連機材一式（7病院を対象）
- ・低侵襲治療のための内視鏡外科手術システム一式（7病院を対象）

ii. コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：機材に対する操作指導及び基礎的な予防保全技術の向上のための研修を想定。詳細は協力準備調査にて確認。

iii. 調達・施工方法：協力準備調査にて確認する。

③ 他のJICA事業との関係

技術協力プロジェクト「医療機器保守管理能力強化プロジェクト」（2014年度要請案件）を通じて、機材メーカーにおける予防保全及び事後保全技術の習得のための研修を想定。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：保健省（Ministerio de Salud Pública）

② 他機関との連携・役割分担：協力準備調査にて確認する。

③ 運営／維持管理体制：第二次・第三次医療施設に保健省の関連組織である医療機材維持管理センター等から配属されている技術者が機材の修理・維持管理に当たり、同技術者による対応が困難な場合は、中央及び地方医療機材維持管理センターの支援で対応する体制が構築されている。運営・維持管理に係る予算措置については協力準備調査にて確認する。

(3) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 A B C FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし。

(5) ジェンダー分類：分類未定（協力準備調査にて確認する。）

(6) その他特記事項：保健省から日本製の機材調達の要望がある。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

当該国の技術協力プロジェクトにおいて本邦調達による機材供与に際し、通関手続きや輸入制約条件の確認に最大で1年の時間を要したことがあった。本事業の協力準備調査においては、通関手続き及び官報で規定されている輸入制約条件を関係機関と確認するとともに、必要な許可の取付けに係る調整を行う。

以 上

[別添資料] 地図

[別添資料]

「全国主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画」地図

